

## 1. 施設の目的及び運営の方針

## (1) 運営主体 (事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 浄土福祉会
事業者の所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町麓 1 2 5 7 - 4
事業者の連絡先	0 9 9 4 - 5 8 - 7 8 0 0
代表者氏名	理事長 平田伸長

## (2) 施設の概要

種別	保育所型認定こども園							
名称	瑞穂保育園							
所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町麓 1 2 5 7 - 4							
連絡先	(電話番号) 0 9 9 4 - 5 8 - 7 8 0 0 (FAX番号) 0 9 9 4 - 5 8 - 7 9 1 0							
施設長氏名	園長 平田伸長							
開設年月日	(認可保育所) 瑞穂保育園 昭和 4 8 年 4 月 1 日 (保育所型認定こども園) 瑞穂保育園 令和 2 年 4 月 1 日							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	— 人	— 人	— 人	3 人	3 人	4 人	1 0 人
	2 号・3 号	9 人	1 5 人	1 9 人	1 9 人	1 9 人	1 9 人	1 0 0 人
	合計	9 人	1 5 人	1 9 人	2 2 人	2 2 人	2 3 人	1 1 0 人
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭とのつながりを大切にし、家庭と連携して子どもの育ちを支援し、保護者が子育ての喜びを実現できることを目指す。</li> <li>・地域とのつながりを大切にし、地域から愛される園を目指す。</li> </ul>							
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの理解と養育、保育に努める。</li> <li>・子どもの安全と健康にこころがけ、子どもと保護者が安心できる園にする。</li> <li>・集団生活を通じて生活習慣を身につけ、自分で考えて判断、表現、行動できる力の育成を図る。</li> <li>・さまざまな体験を通し、豊かな心と生きる力の基礎を育む。</li> <li>・家庭や地域における子育て支援のために関係機関との連携を図り、子どもの教育及び保育環境、地域の子どもの育てる環境について考え向上に努める。</li> </ul>							
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身ともに元気な子ども</li> <li>・意欲を持って頑張る子ども</li> <li>・思いやりのある子ども</li> <li>・自分で考えて行動できる子ども</li> </ul>							

## (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1 2 1 1 . 8 7 m <sup>2</sup>
	園庭	5 8 7 . 9 6 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造かわら・セメントかわらぶき 2 階建
	延べ	6 9 2 . 6 9 m <sup>2</sup>

## (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	2 室	3 2 . 4 9 m <sup>2</sup>	花組：0 歳児クラス
ほふく室	3 室	1 3 4 . 3 4 m <sup>2</sup>	花組：0 歳児クラス 桜組：1 歳児クラス
保育室	4 室	2 2 6 . 6 4 m <sup>2</sup>	桃組：2 歳児クラス 梅組：3 歳児クラス 竹組：4 歳児クラス 松組：5 歳児クラス
調理室	1 室	4 1 . 9 7 m <sup>2</sup>	
屋外遊技場		5 8 7 . 9 6 m <sup>2</sup>	

(5) 職員体制 (令和3年4月1日 予定)

職種	常勤	非常勤	備考
園長	1人	—	*左記は予定人数です。法令の最低基準以上の職員体制を常に整えていきます。
副園長	1人	—	
主任保育士	1人	—	
副主任保育士	1人	—	
保育士	19人	3人	
栄養士	1人	—	
調理員	2人	2人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども (教育標準時間認定)】

開園日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後1時00分 (4時間)
預かり保育	保育時間	(月曜日から金曜日) 午前7時00分～午前9時00分 午後1時00分～午後6時00分
		(土曜日) 午前7時00分～午後6時00分
延長保育		午後6時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日 学年始 (4月1日から4月5日) 学年末 (3月25日から3月31日) 夏季 (8月1日から8月31日) 冬季 (12月25日から1月6日) 年末年始 (12月29日～1月3日) 年度末 (日曜日を除く2日間)	
その他	台風・地震等の自然災害時及び伝染病流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは臨時休園とすることがあります。 ・気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。 ・水害、土砂災害等について鹿屋市より警戒レベル4または警戒レベル5が発令された場合。 ・台風接近により大隅地方が暴風域圏内に入った場合。 ・自然災害等により当園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合。	

【2号・3号認定子ども (保育認定)】

開園日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分 (11時間)
	保育短時間	午前8時00分～午後4時00分 (8時間)
延長保育	保育標準時間	午後6時00分～午後7時00分
	保育短時間	午前7時00分～午前8時00分 午後4時00分～午後7時00分
開所時間	月～土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休業日	日曜日・祝日 年末年始 (12月29日～1月3日) 年度末 (日曜日を除く2日間)	
その他	台風・地震等の自然災害時及び伝染病流行時、その他これに類するやむを得ない事情があるときは臨時休園とすることがあります。 ・気象庁より大雨、暴風等の特別警報が発令された場合。 ・水害、土砂災害等について鹿屋市より警戒レベル4または警戒レベル5が発令された場合。 ・台風接近により大隅地方が暴風域圏内に入った場合。 ・自然災害等により当園に重大な損害が生じ、通常の保育が行えない場合。	

(7) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用者が居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
実費徴収 (体操服)	日常保育や行事等で着用	半袖	1,530円
		短パン	1,000円
給食費 (副食費相当額)	市町村が判定する副食費の徴収免除者を除く1号・2号認定子ども	月額	4,500円
	(月途中入退所者の取り扱い) 入退所月は、日額×在籍日数 途中入退所を除く欠席等による日割り計算は行いません。	日額	180円
その他	(1号認定子どもの預かり保育に係る利用者負担) 別表①		
	(1号認定子どもの延長保育に係る利用者負担) 別表②		
留意事項	(2号・3号認定子どもの延長保育に係る利用者負担) 別表③		
	1号認定子どもの利用者負担額(月額保育料)は、保護者の所得に応じて決まるため、次の補助金は交付されません。 ・私立幼稚園就園奨励費補助金 ・私立幼稚園就園児補助金		

別表① 1号認定子どもの預かり保育に係る利用者負担

預かり保育 利用料	1号認定(教育標準時間認定)を受けた子どもが預かり保育を利用した場合、預かり保育の提供に要する費用の一部として、預かり保育利用料を支払って頂きます。但し、当園の行事等により預かり保育を利用した場合は、預かり保育料は免除となります。
	<p>(1) 満3歳に達する日以後、最初の3月31日を経過した教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育料 日額：450円(月額上限：11,300円)</p> <p>*居住する市町村から保育の必要性の認定を受けている子どもは、預かり保育料の無償化(月額上限11,300円)の対象となります。</p> <p>(2) 満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育料</p> <p>①内閣府令で定める事由、または園長の判断により家庭において必要な保育を受けることが困難であると園長が認める子ども 免除</p> <p>*当園に保護者の勤務証明書等の提出が必要となります。</p> <p>②上記①以外の子ども 日額：450円(月額上限：11,300円)</p>

別表② 1号認定子どもの延長保育に係る利用者負担

延長保育利用料(1号認定こども)	午後6時00分～午後7時00分	日額	1000円
1人、月1,000円で打ち切り、2人目のお子さんから月利用額の半額			

別表③ 2号・3号認定子どもの延長保育に係る利用者負担

延長保育利用料 (2号・3号 認定こども)	保育標準時間	午後6時00分～午後7時00分	日額	1000円
	保育短時間	午前7時00分～午前8時00分	日額	1000円
		午後4時00分～午後5時00分	日額	1000円
		午後5時00分～午後6時00分	日額	1000円
		午後6時00分～午後7時00分	日額	1000円
時間設定ごとに1人、月1,000円で打ち切り、2人目のお子さんから月利用額の半額				

## (8) 支払方法

<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(7)利用料等の利用者負担(月額保育料)は、「K-NET預貯金口座振替依頼書」で指定された口座より、<u>当該月の末日にお引き落とし</u>となります。月末が土曜、日曜、祝日等金融機関が休業日であった場合は、翌営業日となります。口座からの引き落としができなかった場合は、<u>翌月合算してお引き落とし</u>となります。口座振替手段のできない利用者は、<u>翌月6日までに現金での納入</u>となります。</li> <li>・利用者負担の副食費は翌月3日まで、預かり保育、延長保育に係る利用者負担は<u>翌月6日までに現金での納入</u>となります。納入袋の各月欄の領収印で領収書と見なします。</li> </ul>	
留意事項	<p>利用料等の利用者負担(保育料)を滞納した場合は自主退所していただきます。</p> <p>利用者負担(副食費、預かり保育利用料、延長保育利用料等)を期限内に納入のない場合は翌月より利用できません。</p>

## (9) 提供する特定教育・保育の内容

<p>子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。</p>
--

## (10) 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定	<p>【1号認定子ども】 施設の管理者が定めた選考方法による</p> <p>【2号・3号認定子ども】 市が行う利用調整による</p>
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・当該利用者(子ども)の集団での生活が著しく困難で園設備、他の利用者(子ども)に損害が生じると園長が判断したとき</li> <li>・利用者(保護者)が当園の施設及び当園の教育・保育に従事する職員または他の利用者(子ども、保護者)に対して、重大な背信行為を行ったとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>

## (11) 緊急時における対応方法

<p>特定教育・保育の提供中、子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのであらかじめご了承ください。</p>		
嘱託医	医療機関	医療法人徳洲会 吾平クリニック
	医院長名	中田徹
	所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町麓3322-1
	電話番号	0994-58-5555
嘱託医(歯科)	医療機関	みやぞの歯科
	医院長名	宮園文博
	所在地	鹿児島県肝属郡肝付町後田2387-1
	電話番号	0994-65-4001
消防・救急隊	消防署名	大隅肝属地区 鹿屋中央消防署
	所在地	鹿児島県鹿屋市新川町800番地
	電話番号	0994-40-9531
警察署	警察署名	鹿屋警察署
	所在地	鹿児島県鹿屋市寿3-8-30
	電話番号	0994-44-0110
	警察署名	吾平駐在所
	所在地	鹿児島県鹿屋市吾平町上名6334-2
	電話番号	0994-58-6244
鹿屋市	鹿屋市役所保健福祉部子育て支援課	電話0994-31-1134

## (12) 非常災害対策

防火管理者	副園長 平田顕伸
消防計画届出年月日	平成25年4月18日
避難訓練	火災及び消火を想定した訓練を月1回実施します。 地震（風水害）を想定した訓練を数回実施します。 消防署立ち合い訓練年1回，事前連絡訓練年1回実施します。
防災設備	消火器，誘導灯，自動火災報知設備，非常警報設備，カーテン等の防災を備えています。
避難場所	第1避難所（裏門園庭）・第2避難所（正門園庭）
緊急時の連絡手段	電話連絡

## (13) 相談・要望・苦情窓口

相談窓口	受付担当者	副園長 平田顕伸
	解決責任者	園長 平田伸長
	ご利用時間	8：00～17：00
	担当者が不在の場合は，当園職員までお申し出ください。	

第三者委員	平野兼弘（法人監事）	電話番号0994-65-0125
	河路清人（法人監事）	電話番号0994-58-8575
	永山興三（法人相談員）	電話番号0994-58-8726

\* 上記のほか，園内に相談投書箱を設置しています。

\* 要望・苦情等を受け付けた場合は，適切に対応し改善を図るよう努めます。

## (14) 賠償責任保険の加入状況\*別紙「承諾書」入園から退園時まで有効

以下の保険に加入しています。

損害保険ジャパン 日本興亜（株）	保険の種類	保育園総合保険
	保険の内容	園賠償責任・園児等障害・個人情報
	保険金額	1事故につき最大10億円，1名につき最大10億円
J A 共済	火災共済保険	

## (15) 個人情報の取り扱い\*別紙「同意書」入園から退園時まで有効

<ul style="list-style-type: none"><li>・特定教育，保育の提供に当たって，職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は，小学校，他の特定教育・保育施設等，地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して，利用者に関する情報を提供する際には法令による場合を除き，保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。</li><li>・本園では保育活動や行事等の際の利用者（子ども，保護者）の写真を園だより，クラスだより，掲示板，ホームページ等で掲載しています。また，園だより，クラスだより，保育室にお友達の紹介等で利用者（子ども）の名前を掲載しています。</li><li>・ホームページに掲載した写真は閲覧以外での使用はしないでください。また，行事等の際に保護者が撮影した写真，動画に関しても，お子様以外の利用者（子ども，保護者）が写っているものはSNS等に掲載しないでください。園児や職員，園内の写真等をSNS等に掲載することや個人を特定できる情報等を流出することは厳禁です。</li></ul>
--

## (16) 本園におけるその他の留意事項

<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者（子ども，保護者）に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。</li><li>・利用者（子ども，保護者）が事業者や従事する職員または他の利用者（子ども，保護者）に対して，社会通念を逸脱する行為を行ったときは契約を解除する場合があります。</li></ul>
---

## (17) その他

\* 利用に際しての留意事項については，別紙「園のしおり」に記載しています。

\* この重要事項説明書による説明と，その同意書による同意の有効期間は，重要事項の内容変更や利用者の状況変更がない限り，記載児童の利用最終年度までとします。

社会福祉法人浄土福祉会  
保育所型認定こども園  
瑞穂保育園

## 『重要事項説明書』

お子さんが  
瑞穂保育園で  
園生活を過ごす上で  
大事なことが書かれています  
お子さんが卒園するまで  
大切に保管しましょう